

## 越谷市業務委託における平均額型最低制限価格制度事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、越谷市が発注する業務委託（建設工事に係る業務委託及び土木施設維持管理業務委託を除く。）について、過度な低価格の入札による品質の低下を防ぎ、契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に規定する最低制限価格の基準を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要領は、越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条の規定による労働報酬下限額の適用対象の契約に係る業務委託（越谷市公契約条例施行規則（平成28年規則第105号）第5条第2項第1号アからオまで及びキに掲げる業務の委託。）であって、競争入札に付するものに適用する。

### (最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該入札における全ての有効な入札価格（予定価格以下の入札価格をいう。）を平均した数値に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、市長が必要と認める入札については、当該入札における有効な全入札価格を平均した数値に市長が必要と認める率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しないこととする。

### (落札者の決定)

第4条 最低制限価格を設定した競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定するときは、入札公告又は指名通知時に書面（電子入札案件にあっては、電磁的記録）により、入札参加者に周知するものとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則（平成29年3月22日市長決裁）

#### (施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う契約について適用する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁）

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う契約について適用する。

附 則（令和元年10月1日市長決裁）

（施行期日）

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日市長決裁）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う契約について適用する。